

秋田県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井啓一

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
国道	398号	雄勝郡羽後町貝沢字上開2番2地先から字稲荷46番2地先まで	14.5~119.00	0.125

2 供用開始の期日 平成29年3月24日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成29年3月24日から同年4月6日まで（日曜日、土曜日を除く。）